

宝塚市地域福祉計画(第3期)(案)への意見募集について

1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていく取組です。

この地域福祉の推進においては、地域の生活課題や現状を明らかにし、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進するための行政計画が「地域福祉計画」です。

2 宝塚市地域福祉計画（第3期）（案）策定の経過

本計画（案）の策定にあたり、令和2年（2020年）3月、市社会福祉審議会に計画策定に関し諮問し、市内の公共的団体の代表者、民生委員、福祉団体の関係者などの合計10人の委員で、4月～1月に3回の審議が行われました。

社会福祉審議会の委員名簿は、別添のとおりです。

3 宝塚市地域福祉計画（第3期）（案）のポイント

① 基本理念

「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」

② 計画推進の基本的な視点

- (1) 住民主体の地域づくり
- (2) 人と人との「つながり」を大切に
- (3) 協働して取り組む
- (4) 人権と多様性の尊重
- (5) 早期発見・早期対応のための積極的な体制づくり
- (6) 次代の担い手の育成
- (7) 社会資源の活用
- (8) エリアを意識する

③ 基本目標

- (1) 多文化・共生型の地域づくり
- (2) 包括的な相談支援体制づくり

④前計画からの主な改正点

本計画（案）は大幅な内容変更を行った地域福祉計画（第2期改訂版）に対し、時点修正を加えたものです。主な変更点は以下のとおりです。

	項目	修正した内容	本文 ページ
1	地域福祉を取り巻く現状と課題（第2章）	統計情報を更新（平成30年度・令和元年度を追加）	14～24 ページ
2	めざす方向（第3章）	SDGs、社会的包摂の理念を取り入れています。	37、41 ページ
3	地域福祉施策の展開（第4章）	「1. 福祉教育の充実」を、福祉教育にとどまらない取組も含め「1. 社会的包摂の推進」とします。	44 ページ
4	地域福祉施策の展開（第4章）	「5. 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化」において、地域ごとのまちづくり計画の進捗管理を地域と行政、社協が協働して行うことを記載しています。	53 ページ
5	地域福祉施策の展開（第4章）	「6. 地域での見守り・支え合いの推進」において、災害時に備えた見守り体制として、地域住民が進めている災害時要援護者支援の活動への支援を行います。また、出前講座において当事者グループへの声かけを行うなど、地域住民と要援護者の交流を進めます。	55 ページ
6	地域福祉施策の展開（第4章）	「7. 総合相談支援体制の構築・強化」において、7つの地区・ブロックなどにおいて専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりを進めます。（地域生活支援会議）	57 ページ

4 意見募集の目的

本計画（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、本計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市地域福祉計画（第3期）（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市地域福祉計画（第3期）（案）の概要
- ④ 宝塚市地域福祉計画（第3期）（案）

5 宝塚市地域福祉計画（第3期）（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

①市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

・健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課のページ

・トップページから「宝塚市地域福祉計画（第3期）」で検索するか、または「検索用 ID：1040717」を入力し検索することもできます。

二次元コード



②市の窓口

・市役所地域福祉課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び健康センターで公表しています。

6 意見の募集期間

令和3年（2021年）3月1日（月）から令和3年（2021年）3月31日（水）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所地域福祉課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和3年（2021年）3月31日必着とします。

ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)「市役所健康福祉部安心ネットワーク推進室
地域福祉課」

電話番号 0797-77-0653

ファクシミリ 0797-71-1355

電子メールアドレス m-takarazuka0277@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

(地域福祉課は市役所1階です。)

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所地域福祉課（1階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び健康センターで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市地域福祉計画（第3期）（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____(メールアドレス)_____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市地域福祉計画（第3期）（案）の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和3年（2021年） 3月 31日（水）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 健康福祉部 安心ネットワーク推進室 地域福祉課

（地域福祉課は、市役所1階です。）〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1

TEL：0797-77-0653 FAX：0797-71-1355

E-mail：m-takarazuka0277@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市社会福祉審議会委員名簿

区分	氏名	所属
市内の公共的団体等の代表者	久保田 久男	宝塚市自治会連合会 会長
	井上 聖	宝塚市障害者（児）団体連絡協議会 会長
民生委員	福住 美壽	宝塚市民生委員・児童委員連合会 会長
	長岡 恵美	宝塚市民生委員・児童委員連合会 副会長
福祉団体の関係者	福本 芳博	宝塚市社会福祉協議会 理事長
知識経験者	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授
	松岡 克尚	関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授
関係行政機関の職員	野原 秀晃	兵庫県宝塚健康福祉事務所長
公募による市民	井出 雄二	
	齊賀 今日子	